

平成 24 年 1 月 30 日  
内閣官房情報セキュリティセンター

## 外部委託により構築・運用しているウェブサイトの対策について

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）は、1 月 28 日に政府機関のウェブサイトが改ざんの被害にあったことが確認されたことを受け、1 月 30 日付けで別紙のとおり事務連絡を発出し、各府省庁において、以下の確認を行うよう周知しました。

1. 外部委託等により構築・運用しているウェブサイトの情報セキュリティ対策について、統一基準群で求めている水準の規定を省庁実施基準に定めていること。
2. 個々の外部委託契約等において省庁実施基準で定めた情報セキュリティ措置を講じることが定められていること。
3. 外部委託契約等に基づき委託先が構築・運用するウェブサイトに適切な脆弱性対策が施されていること。

\*別紙の事務連絡については、以下からも参照できます。

<http://www.nisc.go.jp/active/general/chuukanki.html>

【本報道発表に関する問い合わせ先】  
内閣官房情報セキュリティセンター  
内閣参事官 木本裕司  
電話 03-3581-3959（センター代表）